

平成28年度 第1回木曾悠久の森管理委員会の概要

|         |   |
|---------|---|
| 開催日及び場所 | 平成28年7月12日（火）13：30～15：50<br>林野庁中部森林管理局木曾森林管理署 会議室   |
| 出席委員    | 青山節児（中津川市市長）、池田聡寿（池田木材（株）代表取締役社長）、大浦由美（和歌山大学観光学部教授）、岡野哲郎（信州大学農学部教授）、下嶋聖（東京農業大学助教）、田上正男（上松町町長）、野村弘（木曾官材市売協同組合理事長）、早川正人（付知町まちづくり協議会会長）、正木隆（森林総合研究所森林植生研究領域領域長）、増田今雄（信濃毎日新聞編集委員）、山本進一（岡山大学理事・副学長）、横山隆一（日本自然保護協会参事）<br>委員会委員16名中12名出席 五十音別 敬称略  |
| 議 題     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 植生管理専門部会の検討状況について</li> <li>2 森林資源利用専門部会の検討状況について</li> <li>3 森林総合利用・地域振興専門部会の検討状況について</li> <li>4 平成28年度における各種事業の予定について</li> <li>5 平成28年度の検討スケジュールについて</li> <li>6 危険木の取扱いについて</li> </ol>   |
| 概 要     | <p>○ 委員からの主な意見等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 植生管理専門部会の検討状況について <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工林を天然林化する技術はまだ確立されていないという前提で取り組むことが必要。また、復元しようとする森林の目標林型を先に立てる必要があるのではないか。</li> <li>・天然更新のためには、きめ細かな施業を行い、経験を積み重ねていくことが必要。</li> <li>・コアaの天然林で小面積の受光伐を行い、天然更新を試みてみてはどうか。</li> <li>・人工林の天然林化は、コアaの天然林の隣接地から取り組むなど、施業を行う順序を考える必要がある。目標林型を定めて取り組みたいが、現時点ではイメージを固められない。</li> <li>・天然更新のための施業には、天然林の母樹がないところと、あるところの2種類がある。どちらの場所かを整理をした上で取り組むことが必要。</li> <li>・現地検討会を行う場合は、天然更新が良いところと悪いところの双方を見る必要がある。（山本）</li> </ul> </li> <li>2 森林資源利用専門部会の検討状況について <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要文化財の屋根の修復が多いことから、その修復材であるサワラの大径人工林材の生産に取り組む必要があるのではないか。</li> <li>・曲り、そりのある材も建築部材として重要であり、施業を考える上で配慮できないか。</li> <li>・特殊用材の需要・要望があった場合、その要望に対する判断をシステマティックに点検できるようされたい。</li> </ul> </li> <li>3 森林総合利用・地域振興専門部会の検討状況について <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスナロの生態や景観がどういう意味を持つのかについて、地元関係者と丁寧に議論していくことが必要。</li> <li>・地元では木曾ヒノキの森林を大切にしている。観光客にも、赤沢自然休養林のイメージとして天然ヒノキが定着していると思う。木曾ヒノキ美林とともに生活してきた地元住民の想いを理解してもらいたい。</li> <li>・赤沢自然休養林が、森林浴発祥の地であることを広めることが、地域振興策につながる。</li> </ul> </li> </ol> |

・マルバノキやシロモジが、ヒノキの成長に支障がない、アスナロ除去を行っても景観は変わらないとの考えは、事実と異なるのではないか。

・生態系も守りながら現在ある森林を超長期に保存してもらいたい。

・マルバノキやシロモジは、ヒノキの天然更新を阻害するおそれがあるが、生態系としては重要な植物であることから、「一部に異論がある」として整理する。

・赤沢自然休養林の利用ルール作りには、地元関係者が主体的に関わるようにしないとうまくいかない。

・地元としては、関係者の意見を聞きながらルール作りをしたい。

・付知峡では、きちんとしたガイドを養成するために既に勉強会を開催している。

・付知峡で行われているガイドツアーでは、ガイドが参加者に森林を語るという気運が醸成され、ファンが増えている。

・復元の取組は、前に進めるだけでなく、復元の状況を随時確認しながら進めるとよい。

#### 4 危険木の取扱いについて

・「観光客、施設等へ被害を及ぼすおそれ」と「搬出しても更新や生態系に与える影響が軽微」の両方を兼ねない場合であっても、危険木の搬出が想定されるのか。また、その判断は誰が行うのか。

・「搬出しても更新や……」ではなく「移動又は搬出しても更新や……」の方が正確ではないか。

→危険木の取扱いは、森林管理署長が判断するが、伐倒した危険木を貴重な木材として活用することもありうると想定している。また、ご意見のとおり修正する。

・伐採支障木も危険木に含めることとすると、伐採木が際限なく増えるおそれがないか。

→木曾悠久の森の本旨に基づき、危険木に伴う支障木は必要最小限に限るよう取扱う。